

京都市告示第 489 号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、臨時の開所時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和元年 12 月 13 日

京都市長 門川大作

臨時に開所時間を変更する日時

変更開所時間	現行開所時間
令和元年 12 月 28 日 午前 9 時から 午後 2 時まで	令和元年 12 月 28 日 午前 9 時から 午後 6 時まで

(産業観光局農林振興室農林企画課)